

日 時 平成30年3月19日(月) 午前10時 開 議

出席議員 (15人)

1番 北山一衛	2番 三上廣大
3番 高橋美紀子	4番 今大介
5番 工藤禎子	6番 佐々木隆
7番 後藤秀憲	8番 工藤和行
10番 大溝雅昭	11番 工藤和子
12番 福士幸雄	13番 工藤俊広
14番 村上啓二	15番 中田博文
16番 村上隆昭	

欠席議員 (1人)

9番 大久保朝泰

出席要求による出席者職氏名

市長 高樋憲	副市長 有馬喜代史
総務部長 小林清一郎	企画財政部長 阿保正一
健康福祉部長兼 福祉事務所長 五十嵐茂幸	農林部長 農業委員会事務局長併任 高谷倉英
商工観光部長 松井良	建設部長 三上亮介
総務課長 選挙管理委員会事務局長併任 真土亨	秘書課長 鈴木正人
財政課長 鳴海淳造	税務課長 佐藤寿
国保年金課長 木村斉吾	福祉総務課長 成田浩基
介護保険課長兼 地域包括支援センター所長 青木金光	商工観光課長 佐々木順子
土木課長 鳴海真一	都市建築課長 樋口秀仁
農業委員会会長 木立康行	選挙管理委員会 委員長 山田明匡
監査委員 佐藤淳一	教育長 山内孝行
教育部長兼 市民文化会館長 成田秀範	黒石病院 事業管理者 柿崎武光
黒石病院 事務局長 村上靖	

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成30年第1回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成30年3月19日(月) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第1号 平成29年度黒石市一般会計補正予算(第8号)について
- 第3 報告第2号 権利の放棄について
- 第4 議案第1号 黒石市職員の配偶者同行休業に関する条例制定について
- 第5 議案第2号 黒石市観光振興基金条例制定について
- 第6 議案第3号 黒石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 第7 議案第4号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第5号 黒石市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第6号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第7号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第8号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第9号 黒石市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第10号 黒石市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第11号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第12号 黒石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第13号 黒石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第14号 黒石市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 第18 議案第15号 黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第16号 黒石市農村地域工業等導入促進対策審議会設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第17号 黒石市都市公園の配置及び規模並びに公園施設の建築面積の基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第18号 黒石市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第19号 市道の路線認定について
- 第23 議案第20号 教育委員会委員の任命について
- 第24 議案第21号 農業委員会委員の任命について
- 第25 議案第22号 農業委員会委員の任命について
- 第26 議案第23号 農業委員会委員の任命について
- 第27 議案第24号 農業委員会委員の任命について
- 第28 議案第25号 農業委員会委員の任命について
- 第29 議案第26号 農業委員会委員の任命について
- 第30 議案第27号 農業委員会委員の任命について
- 第31 議案第28号 農業委員会委員の任命について
- 第32 議案第29号 農業委員会委員の任命について
- 第33 議案第30号 農業委員会委員の任命について
- 第34 議案第31号 農業委員会委員の任命について
- 第35 議案第32号 農業委員会委員の任命について
- 第36 議案第33号 農業委員会委員の任命について
- 第37 議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第38 議案第36号 平成29年度黒石市一般会計補正予算（第9号）
- 第39 議案第37号 平成29年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第40 議案第38号 平成29年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第41 議案第39号 平成29年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第42 議案第40号 平成30年度黒石市一般会計予算
- 第43 議案第41号 平成30年度黒石市国民健康保険特別会計予算
- 第44 議案第42号 平成30年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算
- 第45 議案第43号 平成30年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算
- 第46 議案第44号 平成30年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第47 議案第45号 平成30年度黒石市簡易水道特別会計予算

- 第48 議案第46号 平成30年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
第49 議案第47号 平成30年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
第50 議案第48号 平成30年度黒石市土地取得特別会計予算
第51 議案第49号 平成30年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
第52 議案第50号 平成30年度黒石市水道事業会計予算
第53 議案第51号 平成30年度黒石市下水道事業会計予算
第54 議案第52号 平成30年度黒石市中川財産区会計予算
第55 議案第53号 平成30年度黒石市上十川財産区会計予算
第56 議案第54号 平成30年度黒石市追子野木財産区会計予算
第57 議案第55号 平成30年度黒石市温湯財産区会計予算
第58 議案第56号 平成30年度黒石市袋財産区会計予算
第59 議案第57号 平成30年度黒石市南中野財産区会計予算
第60 議案第58号 平成30年度黒石市二双子財産区会計予算
第61 議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例制定について

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 木川 一 雄
次 長 幾 田 良 一
次長補佐兼議事係長 村 元 裕
主 査 佐 藤 宏 亮

会議の顛末

午前10時02分 開 議

◎議長（北山一衛） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

◎議長（北山一衛） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

3番高橋美紀子議員、15番中田博文議員を指名いたします。

◎議長（北山一衛） 日程第2 報告第1号 処分第1号 平成29年度黒石市一般会計補正予算
(第8号) についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第3 報告第2号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

以上で、報告第2号 権利の放棄についてを終わります。

◎議長（北山一衛） 日程第4 議案第1号 黒石市職員の配偶者同行休業に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第5 議案第2号 黒石市観光振興基金条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第6 議案第3号 黒石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第7 議案第4号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第8 議案第5号 黒石市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第9 議案第6号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。2番三上廣大議員。

◎2番(三上廣大) 49ページ。この議案第6号の職員の海外派遣に伴う件でありますけれども、予算委員会の初日もこの件について質問させていただきました。急きよ部長のほうから御答弁いただいたんですけども、私も途中で質問回数が終わってしまいましたので、本会議の採決に当たりまして、今一度しっかりとした御答弁でお答えいただきたいと思います。

先日と同様、まず今回のシドニーに職員の方を派遣する件で、まず、募集は公募でとお伺いしておりますけれども、公募の仕方と集まった人数、そして、集まった中で、どのように派遣される職員の方を決められたのか。どういった基準で選考して決められたのかを含めて、詳しく御説明いただければと思います。

◎議長(北山一衛) 総務部長。

◎総務部長(小林清一郎) では、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。自治体国際化協会への派遣ということで、当市役所の中では文書をもって職員に対し公募いたしました。その結果、3名の職員から応募がございました。選考に当たりましては、自治体国際化協会か

ら望ましい条件ということが示されておりますので、事務方がそれに合致する4名を加えた7名の中から選考して決定したものでございます。

なお、自治体国際化協会からは、派遣される者の望ましい条件ということで、3つの条件が示されております。御紹介させていただきます。生活環境の異なる外国における生活及び勤務に対し十分な適応性を有すること、外国における勤務に従事するために必要な語学力があること、派遣期間満了後も引き続き職員として所属団体において従事する意思を有し、地域国際化の中心的な業務に従事する意欲と素養を持っているということ、この3つが協会のほうから示された条件でございます。それに加えて当市の場合、帰国後にインバウンドを含む国際化の事務事業に対し従事することを想定しておりますので、中堅から若手の中からということで、公募も選考もということで考えてございます。人物評価、それから将来性も考慮し選抜したものでございます。以上でございます。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） ありがとうございます。私は今回のシドニーへの派遣、そして前回少し触れましたけども、職員の新しい採用試験のシステムについて、私は本当にいいことだなと、新しい取り組みでどんどん進めていただきたいなと、決して反対するものでなくて、むしろ応援してまいりたいというふうに思っております。しかし、蒸し返したくはないんですけども、やはり、今まで私が議員になって4年間、後になってからの報告とか、そもそも私たちに一切の報告もなく物事が進められているというのが多々あったように思われました。これから我々議会、そしてまた市民の方たちにもそうですけども、開かれた行政を目指して、二度とこういうことがないようにしていただきたい。事前に報告できないこともあるかとは思いますが、こういったことはいい取り組みでもありますし、御報告いただければなと思います。その辺もし御答弁いただけるのであれば、一言いただければと思います。

◎議長（北山一衛） 総務部長。

◎総務部長（小林清一郎） 御指摘のように、当市役所は事務事業を進めていく上で、議員の皆様を含め市民の皆様に、丁寧な御説明と情報発信にこれからも努めてまいりたいと思います。どうか御容赦いただきたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第10 議案第7号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第11 議案第8号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第12 議案第9号 黒石市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第13 議案第10号 黒石市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第14 議案第11号 黒石市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 今回の条例制定は、介護保険料の2018年度から2020年度までの3カ年の値上げになりますし、基準額のところでプラス800円という値上げ幅も10市の中でも一番高いという状況でありますので、反対するものです。

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第15 議案第12号 黒石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第16 議案第13号 黒石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第17 議案第14号 黒石市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第18 議案第15号 黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) これは、国民健康保険の運営が、市もかかわるんですけども、県が主体となるというもので、私たちは、これは市民にとって不利益に、今後負担増になっていくと考えていますので、その関連の整備なんですけれども、反対するものであります。

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(北山一衛) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第19 議案第16号 黒石市農村地域工業等導入促進対策審議会設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第20 議案第17号 黒石市都市公園の配置及び規模並びに公園施設の
建築面積の基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第21 議案第18号 黒石市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第22 議案第19号 市道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第23 議案第20号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長(高樋憲) 議案第20号は、教育委員会委員の任命についてであります。黒石市教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 南津軽郡田舎館村大字川辺字村元87番地2

氏 名 永 川 信 子

生年月日 昭和33年3月24日

任 期 平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長(北山一衛) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いた

します。

教育委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第24 議案第21号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長(高樋憲) 議案第21号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字大川原字菴森下35番地

氏 名 佐 藤 米 一

生年月日 昭和21年11月30日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長(北山一衛) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第25 議案第22号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第22号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字下山形字中村平21番地

氏 名 工 藤 勝 彦

生年月日 昭和29年1月2日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第26 議案第23号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第23号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字石名坂字櫻清水15番地7

氏 名 木 村 功

生年月日 昭和33年9月28日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第27 議案第24号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第24号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字花巻字花巻11番地

氏 名 佐 藤 孝 文

生年月日 昭和29年9月26日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第28 議案第25号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第25号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字浅瀬石字清川106番地1

氏 名 佐 藤 国 雄

生年月日 昭和27年11月21日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第29 議案第26号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第26号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市追子野木三丁目67番地

氏 名 工 藤 元 伸

生年月日 昭和33年6月23日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第30 議案第27号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第27号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字浅瀬石字龍ノ口176番地1

氏 名 高 橋 英 子

生年月日 昭和28年4月25日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第31 議案第28号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第28号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字北田中字田中6番地3

氏 名 佐 山 秀 夫

生年月日 昭和23年5月29日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第32 議案第29号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

す。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第29号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字下目内澤字目内澤堰末18番地

氏 名 館 野 哲 雄

生年月日 昭和27年11月11日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第33 議案第30号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第30号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字内町31番地

氏 名 長 内 康 之

生年月日 昭和51年5月20日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第34 議案第31号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第31号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字高館字甲松坂4番地3

氏 名 木 立 康 行

生年月日 昭和26年5月16日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第35 議案第32号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長(高樋憲) 議案第32号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字高館字乙里見52番地

氏 名 大 平 成 年

生年月日 昭和27年11月10日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長(北山一衛) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長(北山一衛) 日程第36 議案第33号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長(高樋憲) 議案第33号は、農業委員会委員の任命についてであります。黒石市農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によ

り、市議会の同意を求めるものであります。

住 所 黒石市大字上十川字大野七番51番地2

氏 名 東 良 一

生年月日 昭和24年3月30日

任 期 平成30年5月1日から平成33年4月30日まで

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

農業委員会委員の任命について同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第37 議案第35号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

◎市長（高樋憲） 議案第35号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字油横丁14番地

氏 名 野 木 俊 子

生年月日 昭和33年4月12日

略歴は別記のとおりであります。

◎議長（北山一衛） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長（北山一衛） 日程第38 議案第36号 平成29年度黒石市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第39 議案第37号 平成29年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第40 議案第38号 平成29年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第41 議案第39号 平成29年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 日程第42 議案第40号 平成30年度黒石市一般会計予算から、日程第60 議案第58号 平成30年度黒石市二双子財産区会計予算まで、合わせて19件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しましたので、御報告いたします。

これより、議案第40号から議案第58号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第40号 平成30年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成30年度黒石市一般会計予算に反対するものであります。

国の地方財政計画は、一般財源総額、とりわけ地方交付税の規模を確立させる役割を果たしています。地方税と地方交付税など、使い道は基本的には自治体の裁量の財源です。本市の平成30年度予算は、自主財源の構成比率は22.3%、依存財源は77.7%と前年度より依存財源が少し多くなりました。

指摘する1つ目は、そのため支出は窮屈なものとなり、足りなくなったら補正するという方針のようですが、本来予算は、確保するものは当初から計上するものであり、教育や福祉部門は、足りなくなると困るという形で多目に予算配分をすると思われませんが、非常に厳しい計上になっています。市税の個人・法人が予算以下であれば、歳入欠陥を起し、見込み違いということになりかねません。そういう危うい編成になっているということでもあります。

2つ目は、臨時職員の待遇改善が遅れていること、3つ目は消防費の構成比率も低下し、消防団員の報酬も最低に近い状況にとどまっています。こういうところの底上げが少しでも図られていないということでもあります。

また、4つ目は、廃校利用であります。特に12月議会での答弁は非常に消極的なものであります。例えば、小学校で言えば、まだ子供たちが勉強している中で、そういう議論をするのはいかがなものか、あるいは、地域でまとまらなければ売却をするという冷たい感でありました。今回一般質問でも取り上げましたけれども、少しは前進をしたかと思えますけれども、基本的な姿勢を問いたいと思います。窓口一本化、これはどうにか総務課が窓口になるということになりましたが、私は地域からもいろんな要望も出るとお思いますので、こういう施設利用の検討委員会と言いますかね、そういうのを設置すべきではないのかなと。また、地域は持続可能な施設ということでもいろいろと考えてますので、そういうところの相談もできる専門の

人たちも必要になってくるというふうに思います。これが不十分な点から、トータル的に反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 10番大溝雅昭議員。

◎10番（大溝雅昭） 私は、議案第40号 平成30年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

平成30年度黒石市一般会計予算は、厳しい財政状況の中においても、黒石市の将来を見据えたさまざまな施策に取り組んでおります。黒石市立小・中学校適正配置の方針に基づく新設黒石市立黒石小学校の新築工事は、子供たちに快適な環境で教育を提供する重要な事業であり、ロジスティクス戦略推進事業は、人口減少対策として仕事づくりを促進するために必要な事業であると考えます。また、子ども医療費助成の拡充や養育支援、若年層向けの健診事業など、子育て支援、健康づくりを進める内容となっているほか、地域おこし協力隊の導入も移住・定住につながる可能性があるかと期待しております。

これらの施策を行うため、国・県の補助金や有利な市債の活用を図り、財政調整基金の取り崩しを、取り崩しがあるわけですけれども、7,000万円に抑えており、市長が言う堅実予算であり、評価できるものと思っております。さらに、黒石市総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の確実な実施と市の活性化を期待する予算であると考えます。よって私は、平成30年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（北山一衛） 議案第41号 平成30年度黒石市国民健康保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成30年度黒石市国民健康保険特別会計予算に反対するものであります。

いよいよ4月から、都道府県が財政運営の責任主体となる、市が主導する都道府県化に移行

しますが、新しい制度になっても被保険者の保険税が高いという構造的な問題は何ら解決しません。国保の解決に必要なのは、国がこの間削ってきた国庫補助負担金をふやすことです。

反対の理由の1つ目は、法定外繰入、財政調整基金の取り崩しなど、高い国保税の軽減が図られていないこと。

2つ目は、市役所への保険証のとめ置きがされていますが、これは避けるべきです。10市の中で7市は行っていません。

3つ目は、子供の均等割の減免についてです。会社員や共済などが加入する保険料は、子供の人数に影響されませんが、国保は子供を含め世帯内の加入者がふえれば均等割がふえるため、子育て支援に逆行するとして、国保の均等割の子供分について独自に減免に踏み出す自治体がふえています。新年度の予算では、この準備がないこと、以上3点で反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 2番三上廣大議員。

◎2番（三上廣大） 私は、議案第41号 平成30年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法の一部が改正され、平成30年度より、青森県が市町村とともに国保の財政運営を担うことになりました。それに伴い、県より示された国保事業費納付金を納付するため国保税の引き上げが強く懸念されていましたが、平成30年度は保険税の引き上げをすることなく予算が組まれています。さらに、低所得者対策、医療費適正化事業、保健事業、そして新たに30歳代を対象としたメタボリックシンドローム健診事業を始めるなど、平成29年度以上に市が積極的に国保事業に取り組み、事業の安定に努めております。このことから私は、平成30年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（北山一衛） 議案第42号 平成30年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算から議案第43号 平成30年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第42号から議案第43号まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第42号から議案第43号まで、合わせて2件に対する委員長報告は原案可決であります。質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

議案第42号から議案第43号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第43号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（北山一衛） 議案第44号 平成30年度黒石市介護保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 平成30年度黒石市介護保険特別会計予算に反対するものであります。

反対理由の1つ目は、2018年度から2020年度までの第7期介護保険料が決まりましたが、第1号被保険者の基準月額が6,650円で800円の上げ幅は県内10市でトップとなり、保険料はこれまでの10市の中で低く推移してきましたが、今回の値上げで5位となり、県平均の6,627円を上回り市民はさらなる負担となります。

2つ目は、10月からは生活援助サービスに利用制限がされ、訪問回数の上限が設けられます。必要な支援が制限されれば、家族介護か自費で保険外サービスを利用するしかありません。

3つ目は、福祉用具貸与価格の上限設定。これも10月から開始されます。貸与価格が上限を超えれば利用者負担が当然ふえますし、業者が価格を引き下げれば、福祉用具の質や安全、また同時に、事業者の経営の維持にもかかわってきます。福祉用具はトイレや入浴、外出など、

利用者の自立した生活の支援や介護者の負担軽減にも大きな役割を果たしており、給付抑制は許されません。以上の点から反対するものであります。

◎議長（北山一衛） 3番高橋美紀子議員。

◎3番（高橋美紀子） 私は、議案第44号 平成30年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

当市では高齢化率が30%を超え、高齢化の進展に伴い要介護認定者が増加し、介護ニーズがますます増大しています。それに伴い、介護給付費が年々増加していますが、市ではこれまで要介護認定の適正化、ケアプランや住宅改修の点検などを行い、利用者に対しても給付費の通知書を送付するなど、介護給付の適正化のために対策を講じてきたところであります。また、平成30年度から始まる第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づいて、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業に積極的に取り組み、住み慣れた地域での生活環境づくりや介護予防の促進を図っていることは高く評価されるものであります。このことから私は、平成30年度黒石市介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

◎議長（北山一衛） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（北山一衛） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（北山一衛） 議案第45号 平成30年度黒石市簡易水道特別会計予算から議案第58号 平成30年度黒石市二双子財産区会計予算まで、合わせて14件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 御異議なしと認め、議案第45号から議案第58号まで、合わせて14件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第45号から議案第58号まで、合わせて14件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（北山一衛） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 討論を終わります。

議案第45号から議案第58号まで、合わせて14件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第58号まで、合わせて14件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 日程第61 議員提出議案第1号 黒石市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(北山一衛) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長(北山一衛) 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登壇

◎市長(高樋憲) 平成30年第1回黒石市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

このたびの議会におきましては、平成30年度当初予算を初め、各条例並びに人事案件など60議案につきましては、慎重な御審議の上、原案どおり御承認並びに御議決いただきまして、まことにありがとうございました。御議決いただきました予算・条例などにつきましては、当初の目的を達成するため適正・的確に執行してまいります。

さて、この冬は早期に降雪が続き、市民生活や事業活動への影響が心配しましたが、その後

は落ち着き、安心いたしました。また、ことしは春が来るのが早いように感じられ、我々も実りある一年に向け、スピード感を持って臨んでまいります。課題もたくさんありますが、市民の皆さんが夢と希望を抱き進んでいけるよう、黒石力を結集し、「誇れる故郷くろいし」実現に向けた市政運営に努めてまいりますので、市民及び議員の皆様方の御理解・御協力をお願い申し上げます。第1回黒石市議会定例会閉会に当たっての挨拶といたします。

降 壇

◎議長（北山一衛） これにて、平成30年第1回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時03分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年3月19日

黒石市議会議長 北山一衛

黒石市議会議員 高橋美紀子

黒石市議会議員 中田博文